

## 第 7 1 回 姫路市農業委員会総会議事録

開催日時 令和 5 年 5 月 2 4 日 (水) 午後 1 時 2 0 分から午後 3 時 5 分

開催場所 姫路市役所 1 0 階 第 2 会議室

### 農業委員の出欠状況及び署名委員

議席番号	氏 名	出 欠	署名委員	備 考
1	福 永 利 一	出席		
2	松 尾 富 昭	出席		
3	福 岡 溜	欠席		
4	中 塚 良 幸	出席		
5	田 靡 仁 志	出席		
6	田 口 繁 克	出席		
7	尾 川 和 男	出席		
9	田 中 博	出席		
10	飯 塚 祐 樹	欠席		
11	萩 原 和 好	出席		
12	高 濱 宏 章	出席		
13	岡 本 富 博	出席		
14	宮 下 裕 光	出席		
15	橋 本 静 枝	出席	○	
16	小 林 忠 明	出席	○	
17	青 田 誠	出席		会長職務代理者
18	大 塚 正 稔	出席		会長職務代理者
19	岸 本 英 夫	出席		会長

その他の出席者 0 名

農業委員会事務局職員 4 名

議事内容

- 議案第1号 農地確認及び非農地確認について  
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積計画の決定について  
議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画の意見について  
議案第7号 姫路市農地利用最適化推進委員の決定について  
報告第1号 農地法第3条の規定による許可申請等に係る事情聴取について  
報告第2号 農地法第4条の規定による届出の専決について  
報告第3号 農地法第5条の規定による届出の専決について  
報告第4号 合意による解約等の通知について  
報告第5号 県許可案件の許可状況について  
報告第6号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について  
報告第7号 令和6年度農林関係税制改正に関する要望について

(令和5年5月24日 午後1時20分)

議長 予定の方が揃われませんでしたので、只今から、第71回総会を開催致します。

【議長挨拶】

現在の出席者数は、農業委員18名中16名の出席で過半数に達しており、会議は成立しております。なお、福岡委員及び飯塚委員より欠席の連絡を頂いております。

それでは、議案審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を議長より指名させていただきます。よろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 異議なしの声を得ましたので、本日の議事録署名委員を橋本委員と小林委員にお願いいたします。

それでは、これより議案審議に入ります。いずれも慎重審議をよろしく願います。

まず、議案第1号「農地確認及び非農地確認」について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号(P1)を説明する。  
〔農地確認及び非農地確認について〕



この度は、非農地確認の申請が2件提出されております。

1番です。

豊富町豊富の畑[ ]につきまして、「平成6年以前より、納屋敷地の一部として利用され、現在は荒地となっている」との申請です。

2番です。

香寺町中仁野の田[ ]につきまして、「平成15年以前より、住宅敷地の一部として利用している」との申請です。

現況は、どちらも申請どおりの内容となっており、各担当委員より「適当である」との意見を頂いております。

北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議 長

有難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問、その他補足事項はございませんか。

各 委 員

・・・。

議 長

ないようですので、承認とすることよろしいでしょうか。

各 委 員

異議なし。

議 長

「異議なし」の声を得ましたので、承認と致します。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

〔農地法第3条の規定による許可申請について〕  
議案第2号（P2～P5）を説明する。

農地法第3条の規定による許可申請について、この度は、27件の申請が提出されております。

2番が市街化区域の案件である外は、いずれも調整区域または都市計画区域外の案件です。申請地は、17番が譲受人の耕作地であるほかは、いずれも譲渡人の「自作地」で、譲受人は、3番が農地所有適格法人となっております外は、いずれも「個人」となっております。「農地取得後の全部耕作・常時従事」につきましては、いずれの案件も申請地等に無断転用地等は確認されておらず、申請地の耕作に必要な農機具及び従事者等を確保されております。「通作距離」につきましては、18番が約25.5kmであるほかは、いずれも15km以内となっております。「周辺の農地等の農業上の利用に及ぼす影響及び措置」につきましては、いずれの案件も「周辺の農業と同様の農業を行うので、特に影響はない」ものとの申請となっております。

それでは、案件毎に申請の概要をご説明いたします。

1番から10番につきましては、現在耕作面積が0㎡の新規農家の方の案件です。

1番です。

余部区上余部の田[ ]につきまして、余部区上余部の[ ]が、[ ]より「購入したい」との所有権移転の申請です。作付作物は「露地野菜」となっております。この案件、新規農家の事情聴取につきまして

は、中南部地区農政協議会では「以前から当該農地を耕作している実績が認められるため、事情聴取は不要」との意見となっております。

2番です。

木場の田 [ ] につきまして、木場の [ ] が、 [ ] より「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。作付作物は「季節野菜」となっております。この案件、中南部地区農政協議会では「新規農家の事情聴取は必要」との意見となっております。

3番です。

夢前町新庄の田 [ ] につきまして、農地所有適格法人の要件を満たしている [ ] が、 [ ] より「購入したい」との所有権移転の申請です。作付作物は「水稻」、通作につきましては営農拠点である夢前町山之内から5.1km、となっております。この案件、北西部地区農政協議会では「新規農家の事情聴取は必要」との意見となっております。

4番5番です。

夢前町筋野の田 [ ] につきまして、北条の [ ] が、 [ ] より「購入したい」との所有権移転の申請です。作付作物は「野菜、果樹」、通作につきましては、店舗から300m、となっております。この案件、北西部地区農政協議会では「新規農家の事情聴取は必要」との意見となっております。

6番です。

別所町佐土の田 [ ] につきまして、高砂市の [ ] が、 [ ] より「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。作付作物は「水稻」となっております。この案件、北東部地区農政協議会では「新規農家の事情聴取は必要」との意見となっております。

7番です。

山田町多田の田 [ ] につきまして、大津区新町の [ ] が、 [ ] より「購入したい」との所有権移転の申請です。作付作物は「果樹」となっております。この案件、北東部地区農政協議会では「新規農家の事情聴取は必要」との意見となっております。

8番です。

船津町の田 [ ] につきまして、船津町の [ ] が、 [ ] より「購入したい」との所有権移転の申請です。作付作物は「野菜」となっております。この案件、北東部地区農政協議会では「新規農家の事情聴取は必要」との意見となっております。

9番です。

豊富町豊富の田 [ ] につきまして、豊富町豊富の [ ] が、 [ ] より「購入したい」との所有権移転の申請です。作付作物は「水稻」となっております。この案件、北東部地区農政協議会では「新規農家の事情聴取は必要」との意見となっております。

10番です。

香寺町中仁野の田 [ ] につきまして、香寺町中仁野の [ ] が、 [ ] より「購入したい」との所有権移転の申請です。作付作物は「露地野菜」となっております。この案件、北東部地区農政協議会では「新規農家の事情聴取は必要」との意見となっております。

11番以降につきましては、既に耕作面積がある方の案件です。

11番12番です。

網干区田井の田 [ ] につきまして、 [ ] が、 [ ] より「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。作付作物は「水稻」となっております。

13番14番です。

相野の田 [ ] につきまして、 [ ] が、 [ ] より「購入したい」との所有権移転の申請です。作付作物は「露地野菜、果樹」となっております。

15番です。

林田町山田の田、畑 [ ] につきまして、 [ ] が、 [ ] より「購入したい」との所有権移転の申請です。作付作物は「牧草」となっております。

16番です。

林田町中山下の田 [ ] につきまして、 [ ] が、 [ ] より「購入したい」との所有権移転の申請です。作付作物は「ヤーコン」となっております。

17番です。

林田町林谷の田 [ ] につきまして、 [ ] が、 [ ] より「購入したい」との所有権移転の申請です。申請地は、 [ ] の現在耕作地であるため、耕作面積に変動はありません。作付作物は「水稻」となっております。

18番です。

夢前町山之内の畑 [ ] につきまして、 [ ] が、 [ ] より「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。作付作物は「果樹」となっております。

19番です。

船津町の田 [ ] につきまして、 [ ] が、 [ ] より「購入したい」との所有権移転の申請です。作付作物は「水稻」となっております。

20番です。

船津町の田 [ ] につきまして、 [ ] が、 [ ] より「購入したい」との所有権移転の申請です。作付作物は「水稻」となっております。

21番です。

香寺町田野の田 [ ] につきまして、 [ ] が、 [ ] より「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。作付作物は「野菜」となっております。

22番です。

飾東町唐端新の田 [ ] につきまして、 [ ] が、 [ ] より「購入したい」との所有権移転の申請です。作付作物は「水稻」となっております。

23番です。

船津町の田 [ ] につきまして、 [ ] が、 [ ] より「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。作付作物は「水稻」となっております。

24番です。

飾東町豊国の田 [ ] につきまして、 [ ] が、 [ ] より「購入したい」との所有権移転の申請です。作付作物は「水稻」となっております。

25番です。

香寺町久畑の田 [ ] につきまして、 [ ] が、 [ ] より「購入したい」との所有権移転の申請です。作付作物は「野菜」となっております。

26番です。

御国野町深志野の田 [ ] につきまして、 [ ] が、 [ ] より「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。作付作物は「水稻、野菜」、通作につきましては、申請地と同じ集落内の実家、となっております。

27番です。

山田町西山田の田 [ ] につきまして、 [ ] が、 [ ] より「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。作付作物は「水稻」となっております。

いずれの案件も、各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりま

せん。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議 長

有難うございます。

何か、ご意見ご質問等ございますか。また、報告や補足説明等ございますか。

各 委 員

・・・。

議 長

特にない様ですので、それでは、まず事情聴取についてですが、地区協議会の意見もありましたので、1番については行わない、2番から10番については行う、ということでしょうか。

各 委 員

異議なし。

議 長

「異議なし」の声を得ましたので、2番から10番の方につきましては、6月7日に来ていただきまして、事情聴取を行いたいと思います。

その他、なにかございますか。

各 委 員

・・・。

議 長

特にない様ですので、それでは、総会規定に基づき、採決します。許可相当と判断される方は挙手をお願いします。

各 委 員

(全員挙手)

議 長

全員の挙手をいただきましたので、本件許可相当といたします。

それでは、次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」及び「農地法施行規則第29条第1号の確認」について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

議案第3号(P6)を説明する。

[農地法第4条の規定による許可申請について]

農地法第4条の規定による許可申請について、この度は、2件の申請が提出されております。

どちらも調整区域の案件となっております。

申請地の農地区分は、どちらも住居等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。

「代替地の有無」につきましては、どちらも「他に事業目的に適した代替地はない」となっております。

「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、どちらも転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、周辺農業への支障はないものと考えております。

それでは案件ごとに、申請の概要をご説明いたします。

まず1番です。

飾東町豊国の田 [ ] につきまして、「貸露天駐車場、貸露天資材置場にしたい」との転用の申請です。現況はすでに転用済で、このことにつきまして始末書が添付されております。「事業内容」につきましては、土木建設業を営んでいる借人が7台分の駐車場と砂利等の資材置場として使用しております。

なおこの案件、転用面積が1,000㎡を超えておりますので、本日、現地調査班による現地調査を実施していただいております。現地調査班の意見としましては、「許可相当」との意見となっております。

2番です。

飾東町豊国の田 [ ] につきまして、「貸露天駐車場にしたい」との転用の申請です。「事業内容」につきましては、申請人が代表を務める [ ] の従業員用駐車場49台分を設置する計画で、「転用に必要な資力」につきましては自己資金、となっております。

なおこの案件、転用面積が1,000㎡を超えておりますので、本日、現地調査班による現地調査を実施していただいております。現地調査班の意見としましては、「許可相当である」との意見となっております。

どちらの案件も、北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。本日の審議の結果を意見として、県に送付したいと考えております。

〔農地法施行規則第29条第1号の確認について〕

続きまして、農地法施行規則第29条第1号の確認について、ご説明いたします。200㎡未満の農地を農業用倉庫などの農業用施設用地に利用する場合は、農地法第4条の規定による県知事の転用許可は不要となっておりますが、これに該当することの確認願として3件提出されております。

まず1番です。

香寺町田野の田 [ ] につきまして、「農業用倉庫として利用したい」との確認申請です。現況は、すでに農業用倉庫として利用されております。

2番です。

船津町の田 [ ] につきまして、「農業用倉庫として利用したい」との確認申請です。現況は、すでに農業用倉庫として利用されており、経緯書が添付されております。

3番です。

香寺町田野の田 [ ] につきまして、「農業用倉庫として利用したい」との確認申請です。現況は、すでに農業用倉庫として利用されており、始末書が添付されております。

いずれの案件も、北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

議長

有難うございました。

4条許可申請の1番と2番について、本日午前中に現地調査班が現地調査を実施しましたので、メンバーの田靡委員から、現地調査の概要報告をお願いします。

田靡委員

1番2番とも近接したところにあります。飾東町の豊国南の交差点から東に向かったすぐ南になります。

1番ですが、始末書にありますようにすでに造成してありますが、周囲の農地への影響はないものと思われました。

2番ですが、会社が従業員のために駐車場にしたいとのことですが、昨年までは水稻をされていたものと見受けましたが、転用について特に問題点は見られませんでした。

以上です。

議長

はい、報告、ありがとうございました。

それでは、質疑応答、補足説明も含めまして、なにか、ございませんか。

各委員

・・・

議長

ないようですので、議案第4号について、採決します。許可相当とすることに賛同いただける方は挙手をお願いします。

各委員

(全員挙手)

議長

全員の挙手を確認しましたので、「農地法第4条の規定による許可申請」については許可相当、「農地法施行規則第29条第1号の確認」については確認とします。

それでは続きまして、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号(P8～P9)を説明する。  
〔農地法第5条の規定による許可申請について〕

説明に入ります前に資料の一部訂正をお願いいたします。11番の案件でございますが、申請者から取下げがありましたので、削除をお願いいたします。

農地法第5条の規定による許可申請について、この度は、12件の申請が提出されております。1番と9番から13番が調整区域の案件、2番から8番が都市計画区域外の案件となっております。「代替地の有無」につきましては、代替性の検討が必要な案件について、いずれも「他に事業目的に適した代替地はない」となっております。「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、いずれも転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、周辺農業への支障はないものと考えております。

それでは案件ごとに、申請の概要をご説明いたします。

1番です。

網干区坂出の田■■■■■につきまして、■■■■■が「使用貸借権で借り受けて、一般住宅を建てたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、集団性のある農地等の「第1種農地」に該当すると考えておりますが、不許可の例外である「集落に接続しており、日常生活に必要な施設等」に該当するものとして申請されております。「事業内容」につきましては、■■■■■の一般住宅を建築する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、融資、「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、建築許可申請を手続き中、現況はすでに「雑種地」となっており、このことにつきまして始末書が添付されております。

2番です。

夢前町新庄の田■■■■■につきまして、■■■■■が、「譲り受けて、露天駐車場にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住居等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、隣接の空き家を購入することに伴い、申請地を自家用車及び来客者用の露天駐車場4台分として利用する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては自己資金、となっております。

3番です。

夢前町山之内の田■■■■■につきまして、■■■■■が、「譲り受けて、露天駐車場にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住居等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、日用雑貨品の製造販売等を行っている譲受人が、慢性的に不足している来客者用露天駐車場5台分として整備する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、自己資金、となっております。

4番から10番です。

■■■■■が、夢前町苜野、安富町安志、飾東町佐良和、豊富町豊富の田■■■■■につきまして、「譲り受けて、太陽光発電設備を設置したい」との転用の申請です。申請

地の農地区分は、4番から9番が、住居等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」、10番が、公共施設である北出張所から至近距離の「第3種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、いずれも出力50kW未満の小規模太陽光施設となっております。6番につきましてはあわせて露天資材置場を設置する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、自己資金、「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、開発行為の事前申請済、景観法届出済、となっております。

12番です。

別所町北宿の田 [ ] につきまして、 [ ] が、「使用貸借権で借り受けて、露天資材置場にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、集団性のある農地等の「第1種農地」に該当すると考えておりますが、不許可の例外である「既存施設の2分の1以下の拡張」に該当するものとして申請されております。「事業内容」につきましては、土地を申請者の父より借り受け、手狭になった既存露天資材置場を拡張する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては自己資金、となっております。

13番です。

飾東町清住の田 [ ] につきまして、 [ ] が、「使用貸借権で借り受けて、 [ ]、露天駐車場にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住居等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。現況はすでに転用済となっており、このことにつきまして始末書が添付されております。

いずれの案件も、各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。本日の審議の結果を意見として、県に送付したいと考えております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長

有難うございました。

それでは、質疑応答、補足説明も含めまして、なにか、ございませんか。

各委員

・・・。

議長

4番から10番の太陽光業者についてですが、前月も7件の申請があったところで、聞くところによると来月も何件もの申請が予定されているとのこと。この業者は、いずれも出力50kW未満の小規模太陽光施設に制限して設置してきている、とのこと。これは、小分けにして許可を求めてきているのかな、などと思ったりします。いずれにしても、太陽光発電に関しては県に聞いてみたいことがありますので、来月あたり聞いてみようと考えています。

ほかに、なにか、ございますか。

各委員

・・・。

議長

ないようですので、採決したいと思います。許可相当とすることに賛同いただける方は挙手をお願いします。

各委員

(全員挙手)

議長

全員の挙手を確認しましたので、「農地法第5条の規定による許可申請」については許可相当とします。

次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積計画の決定」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号(P10~P14)を説明する。

〔農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積計画の決定について〕

農地中間管理事業にかかる農地の貸し借りにつき、市農政総務課より農用地利用集積計画の決定についての意見を求められているものでございます。

中間管理機構である「(公社)ひょうご農林機構」が借り受ける農地について受け手を選定し、市が作成した農用地利用集積計画案につきまして、農業委員会の意見を求められているものでございます。

農業委員会としましては、農地法3条の許可基準を準用して、決定及び意見についてのご協議をいただいているものでございます。

農用地利用集積計画は、市が6月1日付で公告を行います。

この度の権利設定は、総計として、新規の設定が「64件、116筆、156,680㎡」の計画となっております。

案件の説明に当たりまして、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、「自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」とされており、16番が[ ]の案件、46番から48番が[ ]の案件となっておりますが、[ ]は本日は欠席ですので、まず、46番から48番以外の案件からご審議をお願いいたします。

別紙参考資料をご覧ください。

新規の賃借権の設定が「19件、21筆、35,492㎡」、新規の使用貸借権の設定が「41件、90筆、112,212㎡」と「1件、2筆、4,956㎡」、合計「60件、111筆、147,704㎡」と「1件、2筆、4,956㎡」の計画となっております。

各地区農政協議会におきましては、特に問題点はでておりません。本日の審議の結果を、市農政総務課へ送付したいと考えております。

以上、農用地利用集積計画の決定につきまして、どうぞよろしくご審議お願いいたします。

議長

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

青田委員

17番ですが、利用権の設定を受ける者が「ひょうご農林機構」となっていますが、これは担い手が見つからなかった、ということでしょうか。

事務局

当該地域では現在土地改良事業が進められているところです。ご指摘のところは今回の計画では「配分なし」となっており、土地改良事業のために一旦はひょうご農林機構が預かることが必要となっております。進捗により今後決定がなされていくものと思われれます。

議長

そのほか、なにかございますか。

各委員

・・・

議長

それでは、承認することよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、決定致します。

議長

〔[ ]関係の案件〕

それでは、[ ]、ご退室をお願いします。

【 退室】

事務局

それでは、46番から48番についてご説明いたします。  
新規の使用貸借権の設定が「3件、3筆、4,020㎡」の計画となっております。北東部地区農政協議会におきまして、特に問題点はでておりません。  
以上、どうぞよろしくご審議お願いいたします。

議長

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員

・・・。

議長

それでは、承認することよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。

【 入室】

議長

の案件は承認となりましたので報告します。

次に、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画の意見」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第6号（P15～P19）を説明する。

〔農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画の意見について〕

農地中間管理事業にかかる農地の貸し借りにつき、農地中間管理機構である（公社）ひょうご農林機構から、農用地利用集積等促進計画を県知事へ認可申請するにあたり、農業委員会の意見を求められているものでございます。

農用地利用集積等促進計画につきまして、貸借権の設定等を受けようとする者、今回は、について、次の点をご確認のうえ、機構に対して農業委員会の意見を求められているものでございます。

- ・耕作等の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作等の事業を行うと認められること。
- ・耕作等の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
- ・農地所有適格法人の要件を満たしているか否か

農用地利用集積等促進計画につきましては、県が6月26日付けで公告を行う予定となっております。

この度の権利設定は、新規の貸借権の設定が「100件、100筆、46,256㎡」の計画となっております。

なお、につきましては、姫路市での現在耕作面積が0㎡ですが、北西部地区農政協議会では「県が事業を承認していることから、事情聴取は不要」との意見となっております。

以上、農用地利用集積等促進計画への意見につきまして、よろしくご審議お願いいたします。

議長

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

青田委員

この議案は、先ほどの議案とどう違うのでしょうか。

事務局

先ほどの議案は、中間管理機構が策定した農用地利用集積計画について市農政

総務課から意見を求められているものですが、この議案については、中間管理機構から直接市農業委員会に意見を求められているもので、県が公告するものです。

議長 ほかにも、なにかございますか。

各委員 ……。

議長 この [ ] は、香川県の会社ですが、高収益いちご農家として有名でして、西脇の地元の賛同を得て、事業をされると聞いております。生産技術高度化施設における苺の促成栽培として県の認可を受けておりますので、新規農家としての事情聴取は省略してもよいのかなと思ったりしますが、地区協議会でも同様の意見が出ておりますし、皆さんいかがでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 「異議なし」の声を得ましたので、事情聴取は省略とします。その他、なにかございますか。

各委員 ……。

議長 特にないようですので、それでは、承認することよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。次に、議案第7号「姫路市農地利用最適化推進委員の決定」について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第7号（P22～P23）を説明する。  
〔姫路市農地利用最適化推進委員の決定について〕

令和5年3月6日から4月5日にかけて募集しました36名の推進委員候補者につきまして、その委嘱の可否の決定をいただくものでございます。

今回は、定数と被推薦者及び応募者が同数であるため、選考委員会は開催せず、全員を推進委員候補者としていますが、農業委員会法で定める欠格条項につきまして、候補者全員該当していないことを事務局で確認しております。

推進委員の決定につきましては、北西部、北東部、中南部の地区ごとに定数を定め募集しましたので、決定も地区ごとに行っていただければと考えております。

なお、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、「農業委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」とされており、資料に沿って、北西部地区、北東部地区、中南部地区の順に候補者となっておられる委員と推薦者となっておられる委員に席を外していただいたうえで、地区ごとの一括採決をお願いしたいと考えております。

説明は以上です。どうぞよろしくご審議お願いいたします。

議長 それでは、最初に、北西部地区の推進委員から審議を行います。お手数ですが、推薦者の [ ] は、ご退席願います。

【 [ ] 退室】

議 長 それでは、北西部地区の推進委員候補者につきまして、資料をご確認ください。何か、ご意見、ご質問等ございませんか。

各 委 員 ……。

議 長 ご意見、ご質問等無いようですので、北西部地区の推進委員を原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認めます。よって、北西部地区の推進委員は、原案のとおり決定しました。

【 ██████████ 入室】

議 長 北西部地区の候補者については、いずれも原案どおり承認されましたので、ご報告します。  
続きまして、北東部地区の推進委員の審議を行います。  
お手数ですが、推薦者の ██████████ は、ご退席願います。  
██████████

【 ██████████ 退室】

事 務 局 それでは、北西部地区の推進委員候補者につきまして、資料をご確認ください。何か、ご意見、ご質問等ございませんか。

各 委 員 ……。

議 長 ご意見、ご質問等無いようですので、北東部地区の推進委員を原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認めます。よって、北西部地区の推進委員は、原案のとおり決定しました。

【 ██████████ 入室】

議 長 北東部地区の候補者については、いずれも原案どおり承認されましたので、ご報告します。 ██████████

議 長 続きまして、中南部地区の推進委員の審議を行います。  
お手数ですが、候補者の ██████████ は、ご退席願います。

【 ██████████ 退室】

事 務 局 それでは、中南部地区の推進委員候補者につきまして、資料をご確認ください。何か、ご意見、ご質問等ございませんか。

各 委 員 ……。

議 長 ご意見、ご質問等無いようですので、中南部地区の推進委員を原案どおり決定

することに、ご異議ございませんか。

各委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。よって、中南部地区の推進委員は、原案のとおり決定しました。

【          入室】

議長

中南部地区の候補者については、いずれも原案どおり承認されましたので、ご報告します。

これで議案は終わりました。次に報告事項に入ります。

報告第1号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号（P24）を説明する。

〔農地法第3条の規定による許可申請等に係る事情聴取について〕

農地法第3条の規定による許可申請の決定に係る事情聴取について、4月にご審議いただきました新規農家3件の事情聴取を、5月2日に実施していただきました。

当日は、いずれも本人が来庁され、担当委員より、本人の営農意欲、農機具等の状況、通作距離の確認、営農計画の聴取等、営農指導をいただき、誓約書も提出されましたので、同日付にて許可書を交付しております。

議長

報告ありがとうございます。

それでは、事情聴取メンバーの大家委員から発表をお願いします。

大家委員

この4月に下限面積が廃止されまして、いずれの案件も以前の下限面積を下回る耕作面積での許可を受けるものとなっています。そのため、従前よりもちょっと細かなことをお聞きしました。農業経験でありますとか、地域の農区との連携の確認でありますとか、いろいろお聞きしたわけですが、大きな問題もなく、許可相当ということで判断させていただきました。

議長

ありがとうございました。

次に、報告第2号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第2号（P25）を説明する。

〔農地法第4条の規定による届出の専決について〕

市街化区域内農地の4条転用案件で、この度は、4月7日から5月2日の間に受け付けたもの、6件につきまして、法定要件を満たしており、特に問題がないものとして、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。

議長

有り難うございます。

お目通しをお願いします。ご意見ご質問等ありますか。

各委員

・・・。

議長

特にないようですので、確認いたします。

次に、報告第3号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第3号（P26～P30）を説明する。

〔農地法第5条の規定による届出の専決について〕

市街化区域内農地の5条転用案件で、こちらも、4月7日から5月2日の間に受け付けたもの28件につきまして、法定要件を満たしており、特に問題がないものとして、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。

議 長

有り難うございます。  
何かご質問等ございませんか。

各 委 員

・・・。

議 長

それでは、報告第3号について確認することよろしいでしょうか。

各 委 員

異議なし。

議 長

「異議なし」の声を得ましたので、確認といたします。  
次に報告第4号について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

報告第4号（P31～P32）を説明する。  
〔合意による解約等の通知について〕

合意による解約等の通知について、この度は、使用貸借契約の解約の通知が6件ございました。いずれも利用権に該当するもので、うち、農地中間管理事業に該当するものは4件です。

以上、合意による解約等の通知につきまして、ご報告いたします。

議 長

有り難うございます。なにか、ご質問等ございませんか。

各 委 員

・・・。

議 長

特にないようですね。  
次に報告第5号について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

報告第5号（P32～P34）を説明する。  
〔県許可案件の許可状況について〕

県許可案件の許可状況について、5月締切日までに17件に許可が下り、既に許可証を交付しておりますことを、ご報告いたします。

議 長

報告、有り難うございます。ご確認をお願いします。  
次に報告第6号について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

報告第6号（P35）を説明する。  
〔令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について〕

農林水産省経営局長通知では、農地利用最適化の進捗状況について自己評価し公表することとされています。

この度、令和4年度の進捗状況につき、4年度実績に基づき作成したものがお手元に配布しました資料になります。

達成状況の評価ですが、国で定めた評価基準に基づき、農地集積などの実績のほか、普段の活動日数を点数で評価しています。令和4年度は新規参入促進

について目標を大幅に上回ったほか、活動記録カードや委員活動日報告を集計したところ、委員1人あたり平均13.5日という結果で、一番良い評価となりました。そのため、目標の達成状況及び推進委員等の点検評価結果とも「目標に対し期待を上回る結果がえられた」という評価となっています。

この結果は、市のホームページで公表してまいります。

説明は、以上となります。

議 長

有り難うございます。

詳細な内容につきましては、後ほど各自でご確認ください。

ご質問等、なにかございますか。

各 委 員

・・・。

議 長

特にないようですね。

次に報告第7号について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

報告第7号（P35）を説明する。

〔令和6年度農林関係税制改正に関する要望について〕

兵庫県農業会議より要望の取りまとめの依頼がございましたので、委員の皆様には、5月22日を期限としまして、令和6年度農林関係税制改正に関する要望について提出をお願いしておりましたが、提出はございませんでしたので、その旨兵庫県農業会議に報告させていただきます。

議 長

有り難うございます。

それでは、本日の会議はこれで終了します。有り難うございました。

（午後3時5分終了）

議事録署名委員

(議 長)

岸 本 英 夫

---

(署名委員)

橋 本 静 枝

---

(署名委員)

小 林 忠 明

---